

平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社セゾン情報システムズ  
代表者名 代表取締役社長 宮野 隆  
( J A S D A Q ・ コード : 9640 )  
問合せ先 取締役 経営企画室 室長 赤木 修  
電話番号 03-3988-3477

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成27年6月24日開催予定の第46期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第25条(社外取締役との責任限定契約)及び第34条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。なお、第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定める金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く</u>)との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定める金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定める金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定める金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</p>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月24日 (水)

定款変更の効力発生日 平成27年6月24日 (水)

以 上